

# 香川県教育委員会特定事業主行動計画（2020-2024） の実施状況（令和4年度）

## 1 本人の意向を踏まえた子育てを支援する職場づくり

○ 子育てプログラムの提出率 100%

		対象教職員数（※1）		産前		産後	
		産前	産後	件数	提出率	件数	提出率
事務局	女性	1人	0人	1	100%	0	—
	男性	7人		6	85.7%	6	85.7%
	計	8人	7人	7	87.5%	6	85.7%
県立学校	女性	30人	28人	28	93.3%	17	60.7%
	男性	38人		29	76.3%	21	55.3%
	計	68人	66人	57	83.8%	38	57.6%

※令和4年度中に子どもが生まれた教職員数（女性の産後用子育てプログラムは育児休業からの復帰時に提出することとしている。）

## 2 男性教職員が子育てに参加しやすい職場づくり

○ 配偶者出産休暇（3日）・育児参加休暇（5日）の取得率 100%

区分	取得率
8日（100%）	6.0%
5日以上8日未満	20.0%
3日以上5日未満	18.0%
3日未満	44.0%
取得なし	12.0%

○ 男性教職員の育児休業取得率 30%

対象教職員数	育児休業取得者数	取得率
48人	15人	31.3%

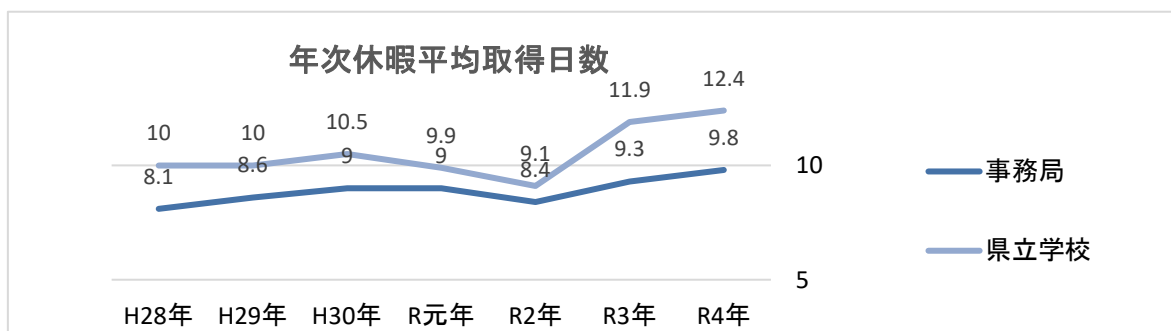
## 3 仕事と子育ての両立ができる職場づくり

○ 子育てに関して必要なときの休暇取得率 100%

	子育てに関して必要なときの休暇取得状況					取得の必要があった教職員のうち、100%取得できた教職員及びほぼ取得できた教職員の割合
	100%取得できた	ほぼ取得できた	半分程度取得できた	ほとんど取得できなかった	取得の必要がなかった	
事務局等	34.2%	46.4%	14.6%	2.4%	2.4%	82.5%
県立学校	11.5%	36.3%	30.7%	12.2%	9.3%	52.7%

※18歳未満の子どもがいる教職員へのアンケート結果

○ 教職員の年次休暇の年間取得日数 前年実績+1日



## 4 令和4年度の取組状況

### (1) 教職員働き方改革

- ・第4期香川県教育基本計画を策定し、教員の働き方改革に取り組んでいる。  
具体的には、下記の取組みを実施している。
- ① 「業務量の適切な管理等に関する指針」の策定
- ② 1年単位の変形労働時間制の導入
- ③ 時間外在校等時間の把握

### (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・超過勤務縮減、年次休暇の取得、ノー残業ウィーク等の実施について、各所属長あてに通知し、超過勤務縮減、休暇取得の促進を図った。
- ・各所属に「年次休暇取得計画書」の作成を依頼し、年次休暇の計画的な取得を促した。
- ・所属長に対して、上・下半期の2回「超過勤務等管理レポート」の作成・提出を依頼するとともに、適切な超過勤務命令を行うための「超過勤務の適正管理チェックリスト」及び超過勤務縮減のための「超過勤務縮減に向けての具体的方策実施チェックリスト」を配布し、各所属における超過勤務縮減に向けた取組みを推進している。(事務局等)
- ・所属長に対し、時間外勤務の実態調査を各所属の状況に応じて定期的に行うよう依頼したほか、毎月第4週を「現認週間」とし、所属長その他の管理職員に対し、同週間中、毎日、原則として17時15分以後速やかに現認を行うよう依頼した。(事務局等)

### (3) 仕事と子育ての両立

- ・毎月19日を育児の日と定め、定時退庁を促進したり、家族との時間を大切にしよう呼びかけたりするなど、育児に関する意識改革に取り組んだ。
- ・職員が安心して育児休業を取得できるよう、育児休業期間中には育休任期付職員や臨時的任用職員等の代替職員を配置した。

### (4) 教職員の意識改革

- ・管理職員の意識啓発のため、新任所属長研修(事務局)において・新任所属長研修において、特定事業主行動計画や次世代育成支援に関する講義を行うとともに、新任校長研修会や新任教頭研修会においては働き方改革に関する講義を行った。

### (5) 制度の周知

- ・育児に関する休暇制度をまとめた「妊娠・出産・育児の両立支援ハンドブック」を校務支援システムに掲載して、利用可能な休暇制度を教員自身が確認できるようにした。
- ・育児休業の制度について、オンライン研修を実施した。

### (6) 職場環境づくり

- ・「子育てプログラム」(※)の活用により、教職員の仕事や家庭の状況把握、子育て支援制度の利用促進、職場全体での業務分担の見直しなどの職場環境づくりに努めた。  
※子育てプログラム：子どもが生まれるとわかったときや子どもが生まれたときに、利用する休暇制度について記載して、所属長に提出するもの。
- ・子育て中の教職員を支援するため、必要に応じて所属に子育て支援推進委員を設置した。
- ・スムーズな職場復帰を支援するため、育児休業中の教職員が希望する情報を提供した。

#### **(7) 男性の子育て参加**

- ・子どもが生まれる男性教職員に対して、男性の育児休暇・休業制度について周知し、子育てプログラムの提出や制度の利用を促すよう、所属長に周知した。

#### **(8) イクボス宣言**

- ・教育長及び幹部職員による「イクボス宣言」を実施し、教職員の仕事と子育てや介護などの生活とのバランス（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援に関する取組を推進するため、各所属長、各市町教育委員会へ周知を行った。